

感染症発生動向調査事業と 県内の流行状況について

山口県健康福祉部
健康増進課感染症班

感染症発生動向調査

目的

- ・ 感染症発生動向調査事業は、感染症法に基づき実施されている事業であり、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としています。
- ・ 感染症法に基づいて対象の感染症を診断した際に届出をいただくことで、感染症の発生や流行を探知することができ、また、必要に応じていただく検体等の検査などにより収集した感染症に関する情報は、まん延を防ぐための対策や、医療従事者・国民の皆様への情報提供に役立てられています。

事業の名称	分類	根拠法	内容
感染症発生 動向調査事業	感染症の発生情報・状況の届出	感染症法第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届出
		感染症法第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 獣医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届出
		感染症法第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県知事が開設者の同意を得て指定届出機関を指定 ● 指定届出機関の管理者が都道府県知事に届出
	提出された検体等の検査	感染症法第14条の2	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県知事が開設者の同意を得て指定提出機関を指定 ● 指定提出機関の管理者は都道府県知事に患者の検体または病原体を提出（病原体定点）
		感染症法第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の患者の検体、感染症の病原体の提出を受けて検査（積極的疫学調査の一環）
	積極的疫学調査	感染症法第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査
	情報提供・公開	感染症法第16条	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集した情報の分析、インターネット等の方法による公表

感染症発生動向の把握方法

- ・ 感染症の発生や流行の状況（感染症発生動向）は、診断した際にいただく届出により把握しています。
- ・ 届出の対象となる感染症には、**全ての医師・獣医師が届出を行う感染症と、指定した医療機関の管理者のみが届出を行う感染症の2種類**があります。

報告種別	概要	指定届出機関の分類	届出時期 (感染症ごとに定義)
全数報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出る ・ 1類から4類感染症及び一部の5類感染症が対象 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに ・ 7日以内
動物の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての獣医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出る ・ 対象の感染症ごとに定める動物について届出 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに
定点報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者の同意を得て、都道府県知事が指定する指定届出機関の管理者が届け出る ・ 一部の5類感染症が届出対象、ただし疑似症定点に指定された医療機関の届出対象は、集中治療その他これに準ずるものが必要、かつ、直ちに特定の感染症と診断できない感染症が対象 	① 小児科定点 ② 眼科定点 ③ 急性呼吸器感染症定点 ^{※1} ④ 性感染症定点 (STD) ⑤ 基幹定点 ⑥ 疑似症定点	① 次の月曜 ② 次の月曜 ③ 次の月曜 ④ 翌月初日 ⑤ 次の月曜、翌月初日 ⑥ 直ちに

^{※1} 令和7年4月より、定点報告の指定届出機関分類として「急性呼吸器感染症定点」が追加された。

(厚労省HP「急性呼吸器感染症」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ari.html>)

全数報告（医師の届出）

- 周囲への感染拡大防止を図ることが必要な感染症と、発生数が希少なため、定点方式での正確な傾向把握が不可能な感染症**については、全数を把握する必要があることから、**診断または死体を検案した全ての医師が、最寄りの保健所**を経由して**都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）**宛に届け出ることが義務付けられています。

全数報告対象の感染症・届出時期※1

類型	疾患名	届出時期
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	直ちに
2類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）	直ちに
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	直ちに
4類	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、エムポックス、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	直ちに
5類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスボリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシнетバクター感染症	7日以内 (侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻しんは直ちに)

※1 感染症法に基づく医師の届出のお願い：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekakku-kansenshou/kekakku-kansenshou11/01.html

全数報告（医師の届出基準・届出様式）

- 届出基準・届出様式は感染症ごとに定められており、原則、届出基準※1を満たした場合に届出対象となります※2。
- 届出基準・届出様式は改正されることがあるため、最新のものを確認したうえで最寄りの保健所へ届出をお願いします。

最新の届出基準・届出様式は、下記のページから確認できます。

▶ 山口県感染症情報システムのホームページ

<https://pref.yamaguchi.didss.dsdc.jp/>

▶ 厚生労働省のホームページ

感染症法に基づく医師の届出のお願い：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

● ● 届出基準

検索

(疾患名)

※ 疾患名 + 届出基準で検索すると
厚生労働省の対象ページが候補ページとして表示されます

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について									
2. 結核									
(1) 定義 結核									
(2) 臨床 感染のみ陽 たり臨 ～数年 感染 た、特 剤(副腎 多く 罹患膿 全身に 肺結 こともあ (3) 届出 ア 患 医 に掲 れば た 診等 こ いす									
別記様式 2-2 結 核 発 生 届									
都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿									
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。									
報告年月日 令和 年 月 日									
医師の氏名 _____ 従事する施設・診療所の名称 _____ 上記病院・診療所の所在地(※) _____ 電話番号(※) () - _____									
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)									
1 診断(検査)した者(死体)の類型 ・無症状病原体保有者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体									
2 当該者氏名 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(0歳は月前) 6 当該者職業 男・女 年 月 日 歳(か月) _____									
7 当該者住所 電話() - _____									
8 当該者所在地 電話() - _____									
9 保護者氏名 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() - _____									
病 型					18 感染原因・感染経路・感染地域				
1) 肺結核 2) その他の結核 () ・せき・たん・発熱・胸痛 11 症 ・呼吸困難 ・その他() 状 ・なし					① 感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫核・飛沫感染(感染源の種類・状況: 検体: 咳痰・その他() 分離・同定による病原体の検出 検体: 咳痰・その他() 2 その他()				
12 診断 ・塗抹検査による病原体の検出 検体: 咳痰・その他() ・分離・同定による病原体の検出 検体: 咳痰・その他()									

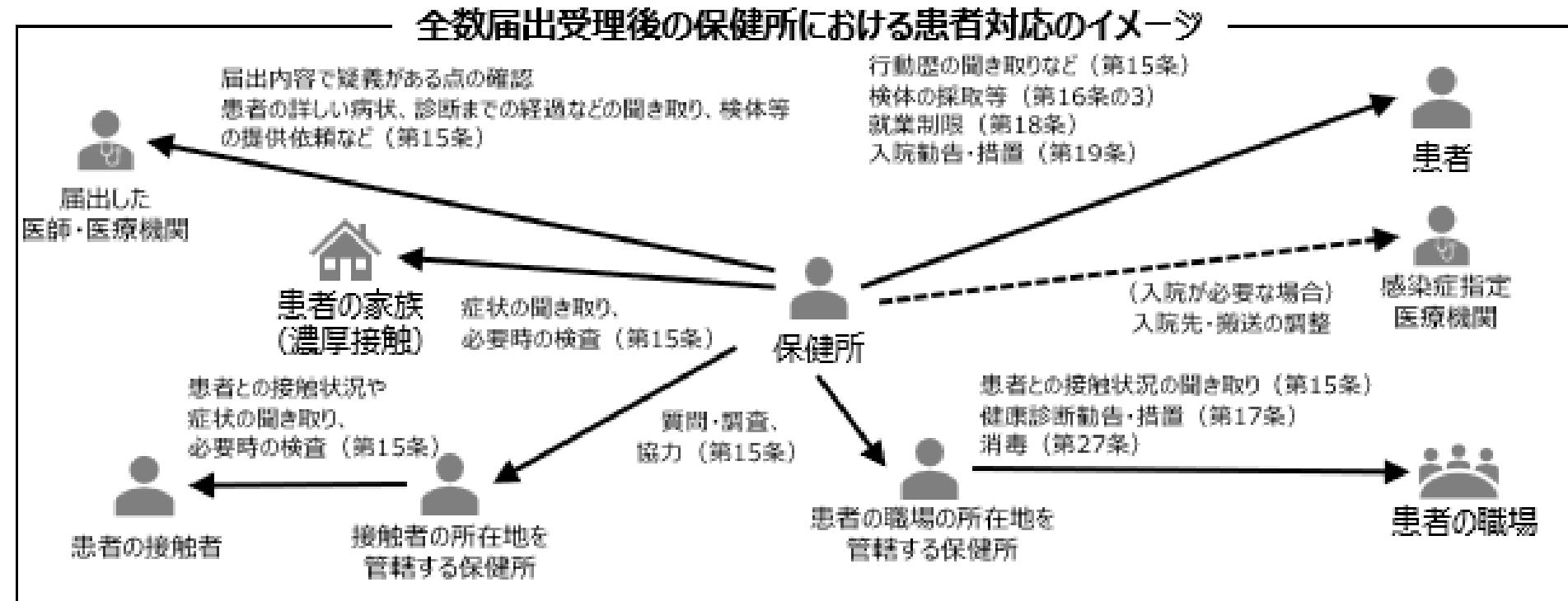
※1 参考：医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

※2 届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点：<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/topics/050/index.html>

届出基準・届出様式（例：結核）

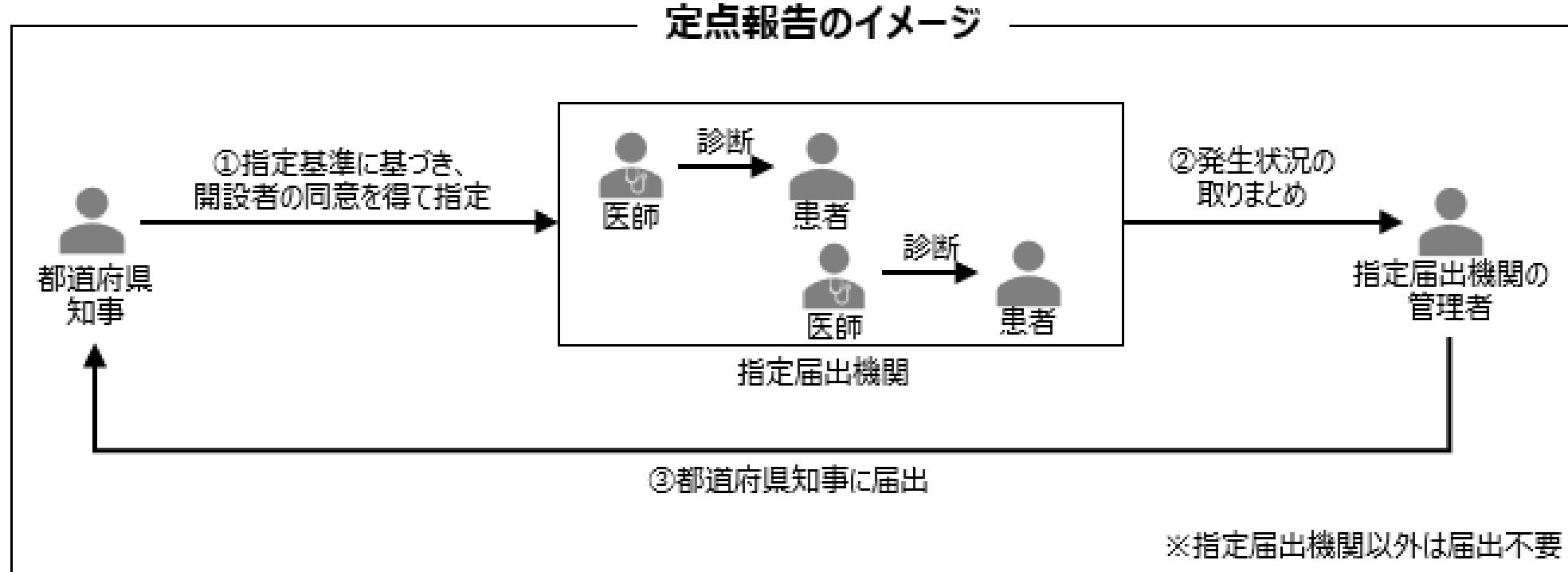
届出にあたって留意いただきたいこと

- 保健所では、感染症の拡大防止のため、届出された内容をもとに、医療機関や他の保健所等関係機関の協力の下、患者をはじめとした関係者等に積極的疫学調査等の必要な対応をとります。届出内容に疑義や不備、追加で確認したい点などがある場合、保健所から連絡があるため、指示に従って対応をお願いします。
- 全数報告の届出内容には、「当該者職業」や「発病年月日」、「感染したと推定される年月日」、「感染原因・感染経路・感染地域」など、保健所が対応を行う上で重要な項目も含まれている※1ことから、問診を含めた診察結果からできる限り判断して届出を行ってください。



定点報告（指定届出機関の管理者の届出）

- ・ 感染症の発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要がない感染症については、都道府県知事が定点として指定した病院又は診療所（指定届出機関）の管理者からの届出により、感染症の発生の状況を把握しています。
- ・ 定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮することとされています。



定点報告（指定届出機関の管理者による届け出対象の感染症）

- 定点として指定された医療機関の管理者は、それぞれの対象の感染症について、指定の期間（週又は月）ごとにとりまとめ、保健所に届出を行います。ただし、疑似症定点は直ちに届出が必要であるところ、保健所での確認を迅速にできるよう、令和6年度に医療機関からの新規登録時に保健所へメール通知する機能等を追加しました。

定点種別と定点報告対象の感染症、届出時期、届出内容※1

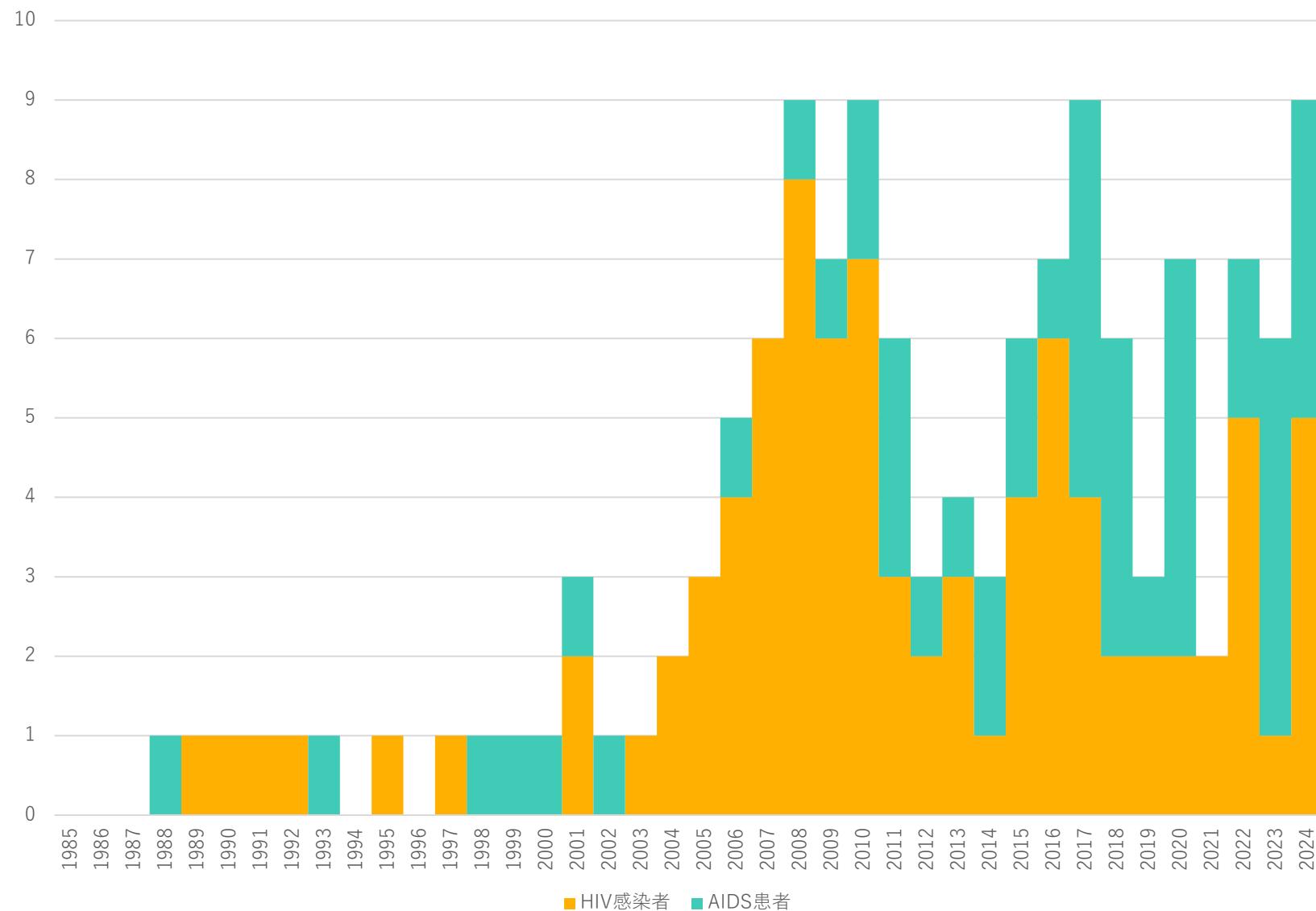
類型	定点種別	感染症	届出時期	届出内容
5類	小児科定点	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺	次の月曜（週報）	患者の年齢、性別
	急性呼吸器感染症定点※2	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、急性呼吸器感染症		患者の年齢、性別
	基幹定点（インフルエンザ／COVID-19による入院患者の報告）	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	翌月初日（月報）	患者の年齢、性別、入院時の対応
	眼科定点	急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎		患者の年齢、性別
	性感染症定点	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症		患者の年齢、性別
	基幹定点	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎	次の月曜（週報）	患者の年齢、性別、原因となった病原体の名称及びその識別のために行った検査の方法
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症		
	疑似症定点	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	直ちに	年齢・性別その他

※1 感染症法に基づく医師の届出のお願い：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/kekka-kansenshou11/01.html

※2 令和7年4月より、急性呼吸器感染症定点が追加されたところ、従前のインフルエンザ／COVID-19定点は内包されることになったが、引き続き感染症発生動向調査サブシステム上ではインフルエンザ／COVID19定点の届出が行われている。

県内の流行状況

山口県における後天性免疫不全症候群届出数の年次推移 (1985-2024)



感染症発生動向調査における 薬剤耐性感染症

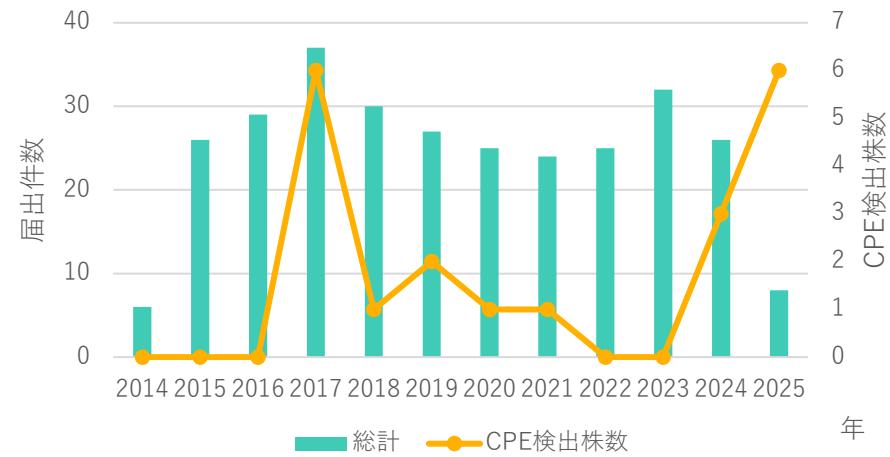
【5類全数報告】

- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 (CRE) 感染症
- ・バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) 感染症
- ・薬剤耐性アシネドバクター (MDRA) 感染症
- ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 (VRSA) 感染症

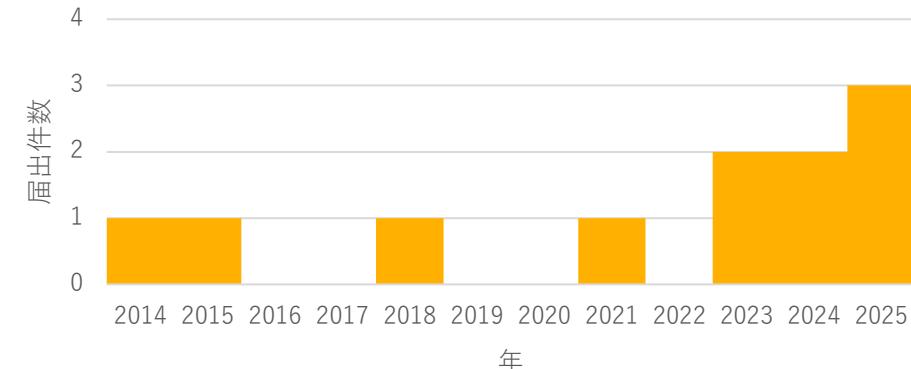
【5類定点報告】

- ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 感染症
- ・薬剤耐性緑膿菌 (MDRP) 感染症
- ・ペニシリン耐性肺炎球菌 (PRSP) 感染症

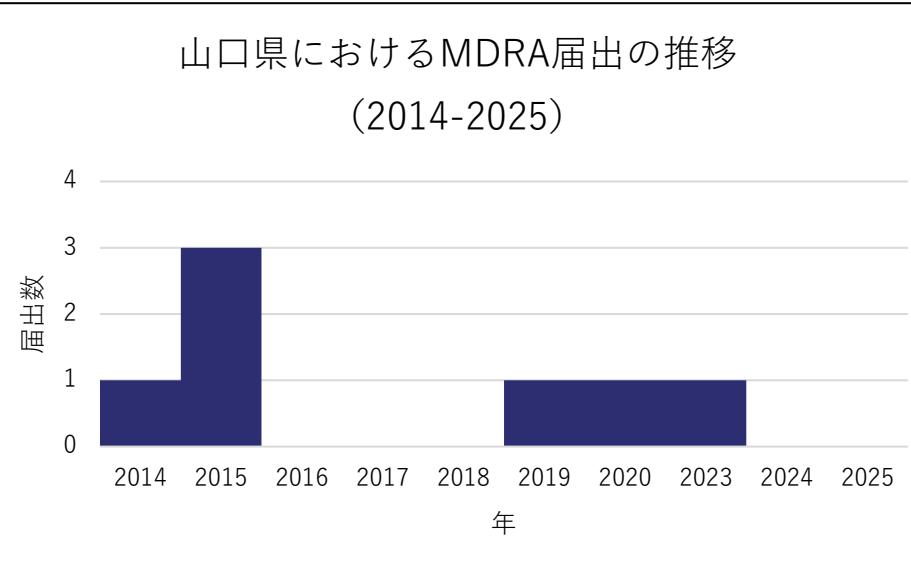
山口県におけるCRE届出の推移(2014-2025)



山口県におけるVRE届出の推移
(2014-2025)



山口県におけるMDRA届出の推移
(2014-2025)



感染症発生動向調査における薬剤耐性感染症

現在

【5類全数報告】

- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 (CRE) 感染症
- ・バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) 感染症
- ・薬剤耐性アシネドバクター (MDRA) 感染症
- ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 (VRSA) 感染症

【5類定点報告】

- ・メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 感染症
- ・**薬剤耐性緑膿菌 (MDRP) 感染症**
- ・ペニシリソ耐性肺炎球菌 (PRSP) 感染症

令和8年4月6日から

【5類全数報告】

- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 (CRE) 感染症
- ・バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) 感染症
- ・薬剤耐性アシネドバクター (MDRA) 感染症
- ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 (VRSA) 感染症
- ・**多剤耐性緑膿菌 (MDRP) 感染症**

【5類定点報告】

- ・メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 感染症
- ・ペニシリソ耐性肺炎球菌 (PRSP) 感染症

